

●当座勘定規定(コマーシャル・ペーパー専用口用)

変更後	変更前
<p>第7条 (コマーシャル・ペーパーの支払)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 前項の支払にあたっては、CPの振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p>	<p>第7条 (コマーシャル・ペーパーの支払)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 省略</p>
<p>第8条 (CP専用用紙)</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をしたCPのうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をしたCPの用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによつて当該CPの写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条 (CP専用用紙)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第13条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) CP、請求書、諸届け書類等に使用された印影<u>(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)</u>を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、そのCP、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) CPとして使用された用紙<u>(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>第13条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) CP、請求書、諸届け書類等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、そのCP、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) CPとして使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p>